

歌舞伎町 PR 動画制作業務委託仕様書

1 件名

歌舞伎町 PR 動画制作業務委託

2 目的

一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント（以下「法人」という。）は、「賑わいがあり誰もが安心して楽しむことのできるまち・歌舞伎町」の実現を目指し、安全安心や地域活性化事業等に取り組んでいる。一方、シネシティ広場に集まるトー横キッズやごみのポイ捨て、大久保公園周辺における路上売春等の課題を抱えており、歌舞伎町のイメージがダウンしている。

このような状況を打開するため、歌舞伎町の PR 動画を制作し、SNS への投稿や新宿駅周辺の大型ビジョンで放映することにより、歌舞伎町のイメージアップ及び歌舞伎町への来街意欲の向上を図るとともに、歌舞伎町内の公共空間を活用したイベントを誘致し、賑わいのある安全安心なまちづくりを推進する。

3 契約期間

契約を締結した日から令和6年1月31日(水)まで

4 委託業務内容

(1) 事業全体について

- ・受託者は、下記委託内容に記載の各事業の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、法人の承認を得ること。
- ・業務の詳細について法人と協議のうえ決定し、進捗状況を綿密に法人に報告すること。
- ・事業の実施に当たっては、歌舞伎町地域の振興に資するよう、可能な限り公平な視点で実施すること。
- ・関係者との調整のほか、著作権、肖像権、その他権利に関する一切の許諾や調整業務を行うこと。
- ・制作が遅延なく行われるようスケジュール管理をすること。なお、やむを得ない理由で延滞が想定される場合には、事前に法人に報告し、調整を図ること。

(2) 動画制作に関する業務

上記「2 目的」を踏まえ、以下の条件等を考慮して制作すること。

	テーマ	ターゲット	動画の長さ	納品本数
A	「歌舞伎町は安全・安心なまち」と感じてもらえるもの	歌舞伎町に良いイメージがない、又は歌舞伎町に行ったことがない方等	30秒以上	1本
			15秒	1本

B	「歌舞伎町でジャンルを問わずイベントが開催できる」と認識してもらえるもの	イベント企画・制作会社等	60秒以上	1本
			15秒	1本
C	歌舞伎町は多彩なイベントで賑わうまち」と感じてもらえるもの	各種イベントに参加するという方等	30秒以上	1本
			15秒	1本

① 制作本数

- ・上記の表に記載のとおり、テーマ毎に30秒又は60秒以上の動画を1本、15秒の動画を1本制作すること（合計6本の制作）。
- ・30秒又は60秒以上の動画は各種ホームページ及び SNS 投稿用、15秒の動画はそのダイジェスト版で大型ビジョン放映用とする。
- ・以下②に記載のとおり、ホームページ及び SNS に投稿するために、最適な形式にデータ変換すること。
- ・以下②に記載のとおり、大型ビジョンで放映するために、動画データを変換すること（別紙2「大型ビジョン規格一覧表」のとおり）。

② 動画の放映媒体（予定）

ア ホームページ及び SNS

- ・法人のホームページ、Facebook、YouTube
- ・新宿区のホームページ、Facebook、YouTube、X（旧 Twitter）
- ・東急歌舞伎町タワーの Instagram、X（旧 Twitter）

イ 新宿駅周辺の大型ビジョン

- ・アルタビジョン
- ・ユニカビジョン
- ・フラッグスビジョン
- ・NEWNO・GS 新宿ビジョン
- ・K-Plus ビジョン
- ・クロス新宿ビジョン
- ・新宿シネシティビジョン
- ・KABUKICHO TOWER VISION

③ 内容について

- ・歌舞伎町の魅力等をただ単に伝えるだけではなく、SNS で話題となり拡散されるようなシナリオを考案すること。
- ・シナリオ及び絵コンテを制作した時点で、法人の承認を得ること。
- ・目的やターゲット層を意識し、効果的な編集を行うこと。

- ・出演者を選定する場合は、法人に事前に協議すること。
- ・映像、写真、原画、音楽等の使用の際は、肖像、意匠、商標、著作等の権利に関する処理を確実にを行うこと。また、オリジナルデザインの作成、使用に当たっては、類似のものがいないか事前に調査すること。
- ・動画は5年程度の活用ができる内容とすること。なお、追加料金の請求は認めない。
- ・宗教、政治、営利目的等のほか、歌舞伎町のマイナスイメージにつながる内容としてしないこと。
- ・法人の制作した動画と認識できるように、法人名称又は法人ロゴを掲出すること。
- ・YouTube 投稿用にサムネイルを制作すること。
- ・成果物の著作権は、法人に帰属するものとする。
- ・納品後の映像は、法人の一切の活動に使用できるものとする。

④ 撮影について

- ・撮影場所の選定を行い、事前に法人の承認を得ること。
- ・撮影に当たっては、事前に土地建物施設所有者・管理者等に、撮影及び SNS 投稿・大型ビジョン放映の許可を得ること。

(3) 納品に関する業務

以下の成果物を納品すること。

- ・動画のマスターデータ
- ・電子データ（ホームページ及び SNS 投稿用、大型ビジョン入稿用）
- ・DVD 5枚
- ・事業計画書、シナリオ、絵コンテ等、業務に応じて作成する書類

5 支払方法

「委託完了届（様式2）」の提出後、一括払いとする。

6 協議事項

- (1) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は法人と協議を行うこと。
- (2) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、法人と受託者との協議のうえ、仕様を変更することができる。